

**立教大学学術推進特別重点資金（立教 S F R）**  
**大学院生研究**  
**2012年度研究成果報告書**

<b>研究科名</b>	立教大学大学院	文学	研究科	史学	専攻
<b>研究代表者</b>	在籍研究科・専攻・学年		氏名		
	文学研究科史学専攻博士課程後期課程3年		田村 俊行 印		
<b>指導教員</b>	所属・職名		氏名		
	文学部・教授		青木 康 印		
<b>自然・人文・社会の別</b>	自然	人文	社会	<b>個人・共同の別</b>	個人・共同名
<b>研究課題名</b>	19世紀英国の伝染病法をめぐる論戦と、それを構成する専門家の言説				
<b>研究組織</b>	在籍研究科・専攻・学年		氏名		
	文学研究科史学専攻博士課程後期課程3年		田村 俊行		
<b>研究期間</b>	2012年度				
<b>研究経費</b>	200 千円（実績額又は執行額）				

**研究の概要** (200~300字で記入、図・グラフ等は使用しないこと。)

本研究は、「道徳の医学化」という観点から、19世紀の英国における売春管理問題にかかわる医療専門家の主導性を再検討するものである。分析対象は1870~83年までの議会の論戦であり、主に論戦に引用される専門家の言葉に注目した。医療専門家とその他の専門職の引用を数量的に比較することでその相対的な位置を明確にし、各医療専門家の引用内容の比較では専門家のあいだの相違点を明らかにしている。またその中で、梅毒専門医と公衆衛生専門家のそれぞれの眼差しが、売春管理問題をどのように捉えようとしていたのかを明らかにしている。

**キーワード** (研究内容をよく表しているものを3項目以内で記入。)

[ 売春管理制度 ] [ 道徳の医学化 ] [ 梅毒専門医と公衆衛生専門家 ]

## 研究成果の概要 (図・グラフ等は使用しないこと。)

本研究の目的は、19 世紀の英国において売春管理制度を構築した伝染病法 (1864) について、その存廃をめぐる議論における医療専門家のヘゲモニーを考察することにある。

売春管理制度を舞台に医療専門家 (とりわけ梅毒専門医) たちは、「生一権力」という関係性によるセクシュアリティの統治と言う構図の中で、様々にその存在を示していた。その顕現の様式は主に 3 点に分けられる。ひとつに、法で指定された地域の性病専門病院 (ロック病院) で医療活動をおこなうこと、ふたつに、伝染病法の機能や効果を調査するための議会の特別委員会や王立委員会で証言者として立ち、その見解を述べることで、三つに、議会の論戦に引用「される」ことである。これまでの研究では前者の二つが注目され、その結果、売春管理制度における医療専門家の主導性が強調されてきた。すなわち、法に認められた権限のもと、各地のロック病院で、売春婦と同定された (疑われた) 人物と対峙し、その身体を拘束・検査し、梅毒と道徳を「治療」する医師たち。また、種々の委員会において委員もしくは証言者として売春管理制度の有効性を力説し、その報告書の方向性を位置づける医師たちである。これらは、専門家の存在の現れ方としては、積極的なものと言えよう。

しかし、特に二つ目の、委員会などでの医師たちの活動について、そもそも売春問題に取り組もうとする医師たちが積極的に干渉する場であることを考慮すれば、そこに主導性を見出すのは難しいことではない。むしろ、委員会の場で発せられた、報告書の内容の一部を構成する専門家の言葉が、刊行された後にどのように受け取られるのかという点も、医療専門家の主導性を論じるのであれば必要になろう。また、王立委員会の勧告は強制的な権限を持たないこと、そして議会の特別委員会の内容はその後の論戦において議員たちの審議の対象となることから、委員会における医療専門家の積極的な活動を単純にヘゲモニーとして捉えることには留保すべきであろう。

以上のことを踏まえて、本研究では、法が存続していた 1864~86 年の議会の論戦を構成していた専門家を明らかにするために、論戦で引用される専門家の言葉をその手がかりとして抽出し、分析した。まずは、特に伝染病法にかかわる売春問題の論戦の中で、議員たちがどのような専門職の言葉を引用しているのかに注目する。引用件数を数値として算出し、その総数における各専門職の件数や時系列的変動を検討した。なお、以下に報告する内容の実質的な対象時期は、廃止法案が提出される 1870 年から、法の勘所である強制条項が廃止となる 83 年となっている。

**伝染病法の論戦に現れる専門職:** 引用文を抽出するという作業の性質上、それぞれの引用文を一つの個体として横並びにすることは到底できず、たとえば人口統計やその年齢分布といった数値のような正確さを求めることは難しい。しかし、論戦とかかわりのある職種を洗い出したり、量的な概算を求めることはできよう。

実際に、抽出した結果をもとに分類すると、以下のような職種が現れてきた。引用数の多いものから、医師 (42%)、聖職者 (13%)、伝染病法の実行にかかわる警察官 (12%)、伝染病法により設置された施設の関係者 [医師を除く] (7.8%)、各種協会関係者、伝染病法にかんする運動家、治安判事、救貧法事業に従事するもの、軍関係者、議員、社会活動家、商人である (括弧内は抽出した引用総数 228 件中のおおよその割合)。各種協会関係者以下は引用数が極端に少ない。こうしてみると、人口統計などのような精緻なデータではないにしても、医師の引用件数が全体の 4 割超と、非常に大きいことが分かる。一方、他の職種を見てみると、聖職者、伝染病法の実行にかかわる警察官、伝染病法により設置された施設の関係者はそれぞれ 10% 前後と、医師とのあいだの開きが大きく、それ以下の職種になると 5% を超えているものはない。このことは、売春管理制度の問題に、医師を含めて多様な職種がかかわっている一方で、従来の研究で言われてきたように、伝染病法における議論の中で、医師の証言が特別な位置を占めていたことを表していると言えよう。

次に、この引用件数を時系列にした場合の変動を見ていく。論戦の中に引用が用いられているのは 1870・72・73・75・76・78・83 年であり、総引用件数のうちに占める上記の年の引用件数の割合を算出すると、順に 34、7、26、15、4、2、9% となる。ここで、当時の状況を踏まえて数値の変動を見てみると、1870 年が最も高いのは、この年に売春管理制度の存廃を巡る論戦が本格的に始められたからである。72 年に減少しているのは、この議論が主に政府による代替法案への非難に費やされたためであり、翌 73 年に再び増加しているのは、71 年末に刊行された王立委員会の報告書を参照したうえで、そこにある証言を取り入れた議論がおこなわれているためである。75 年には前年の総選挙の結果政権が交代したことを踏まえて、改めて議論が開始された年である。79 年には議論を特別委員会に付託することで議会が一致するも、80 年の総選挙で再び政権が交代したことにより委員会の招集に遅れが生じることとなった。委員の選任についても折り合いがなかなかつかず、報告書が完成したのは 82 年に入ってからのものであり、83 年の議論はこの新しい証言を踏まえているため、再び引用件数が増加している。では、この変動と各専門職の引用件数の変動を比較する。ここでは引用件数が一定以上ある医師、聖職者、伝染病法の実行にかかわる警察官の 3 項目のみ扱う。まず、医師の場合の時系列変動は、ほぼ総引用件数の割合と一致しており、1870 年から順に、36、2、25、18、2、2、13% となっている。次に、比較のために聖職者と警察官の引用件数の変動を見てみると、前者からは、26、23、3、16、0、7、23 という数値が、後者からは 48、0、40、7、3、0、0 という数値が割り出された (ただし、聖職者と警察官のそれぞれの個別の引用総数は医師の三分の一にも達しておらず、数値の過少ゆえにひとつの引用件数が占めるパーセンテージが大きいいため、誤差が生じやすいことに留意する必要がある)。そしてこの医師、聖職者、警察官の時系列的変動の比較からは、医師の言葉は、聖職者と警察官とは異なり、論戦の展開にかかわ

**研究成果の概要 つづき**

らず一定の割合で引用されていたということを読み取ることができる。

さて、これらのことは一見すると確かに医療専門家のヘゲモニーを数値の上で物語っているように見える。では次に、その引用内容に目を向けることで、その主導性がどのようなものであるのかを検討していく。

**医師のあいだの相違—レーンとシモン：**1872 年の陸軍予算の審議の中で、伝染病法の廃止を主張しているブライト議員は「伝染病法は、医師たちがそれを望んでいるから存続されるべきなのである、という見解を私は耳にした。医師は伝染病法に賛成しているようである。しかし、彼らは同時に反対もしているのである」と述べ、医師のあいだにも伝染病法をめぐる見解の相違があることを指摘した。ブライト議員がその時引いたのはノッティンガムの医師、チャールズ・ベル・テイラーの、「多くの医師が伝染病法を支持する請願書に署名しているが、彼らはその法律の実態を何も知らない」という発言であった。同じく廃止を主張しているマンデラ議員も、同日の審議で医師の見解の相違を指摘している。この発言が示している通り、議会の論戦に引用される医師の発言は、多くの齟齬を生み出していた。たとえば、梅毒や性病の英国国内における流行の程度や、梅毒症状の深刻さと遺伝の有無、伝染病法の施行による罹患者数の増減など、基本的なレベルにおける不一致も目立つ。もちろんこの背景には、潜伏期や症状の現れない期間があることとそれに伴う診断の難しさが関係している。梅毒は現在であっても確定診断は難しいとされており、当時は梅毒、淋病、尿道炎の区別も困難であった。さらに 19 世紀末には、病理学的に梅毒についても細菌説が受け入れられていたが、有毒性炎症であるという認識も根強かった。

しかし、売春管理制度をめぐる論戦に見られる医療専門家どうしの齟齬は、このような科学認識に由来するものだけではなかった。すなわち、その齟齬は、売春管理制度に向ける眼差しの違いを反映したものでもあったのである。このことは、性病専門の外科医であるジェイムズ・ロバート・レーンと、公衆衛生学者であるジョン・シモンの対比から読み取ることができる。

レーンは医師の家系に生まれ、性病医であった叔父のサミュエル・アームストロング・レーンのもとで教育を受け、医学校を経て、1850 年に聖メアリ病院の外科医となった。その後ロック病院の外科医も兼務し、およそ 40 年にわたり性病治療に取り組んだ。このように性病医としてロック病院で実践を重ねてきたレーンの主張は、次のようなものであった。すなわち、梅毒などの性病に罹患した人物を拘束し、早期治療を施すことによって病気の感染拡大を抑えるというものであり、その視線は、性病専門医として梅毒は治療可能であるという前提に立脚したものであった。

一方、シモンはもともと外科医であるが、チャドウィックの公衆衛生政策を引き継いだ人物として知られている。シモンは、1855 年に再編された保健省の任と並行して、聖トマス病院では病理解剖学の講師を務めており、保健省の解体後は枢密院にその活躍の場を移し、以降衛生にかんする年次報告書を手掛けていく。このシモンが、売春管理制度について述べた見解は、次のようなものであった。すなわち、梅毒の診断は困難であることと、もぐりの売春婦が多くいるであろうことは、罹患者の特定を困難にさせ、それは罹患者の存在を総体として把握することを妨げる。さらに女性のみを法の対象とすることは、予防的な観点から言えば効果的ではないというものであった。この視線は、伝染病法に向けた、公衆衛生学者としての否定的な眼差しであったと言えよう。そして、このレーンとシモンのあいだのまなざしの相違は、そのまま伝染病法支持派・反対派に反映され、身体と道徳の治療可能性と強制的な入院・検診を要求する支持派と、正確な診断が困難であることと二重基準を批判する反対派という構図を形成し、維持したのである。

**結論：**これまでの先行研究で明らかにされてきたように、「道徳の医学化」という動きの中にあって、医療専門家の売春管理問題における存在は無視できるものではないことは自明のことであろう。本研究では売春管理制度という国家的な政策における専門家を考察するにあたり、委員会に参加し主張する専門家というよりむしろ、より消極的な、間接的な形で専門家の発現として、議会の論戦における引用に注目したのである。引用総件数に占める医師の引用件数の割合の高さと、引用総件数の時系列の変動幅との類似から、多様な職種の中で、最も枢要な位置を占めていたのが医療関係者であることは言うまでもない。しかし、その内容を詳細に検討すると、医師のあいだにも意見の明確な相違が認められることが明らかになった。そしてそれは、単に梅毒に対する解釈の相違に由来するのではなく、その立脚点、すなわち、梅毒専門医としての治療可能性と、公衆衛生学者としての予防可能性との相違に根差したものである。

**研究発表** (研究によって得られた研究経過・成果を発表した①～④について、該当するものを記入してください。該当するものが多い場合は主要なものを抜粋してください。)

- ①雑誌論文 (著者名、論文標題、雑誌名、巻号、発行年、ページ)
- ②図書 (著者名、出版社、書名、発行年、総ページ数)
- ③シンポジウム・公開講演会等の開催 (会名、開催日、開催場所)
- ④その他 (学会発表、研究報告書の印刷等)

**4.**

日本西洋史学会第63回大会(2013年5月12日)、部会別自由論題報告(近代史部会1)、報告題目「19世紀英国における伝染病法—議会の論戦に引用される専門家の言葉を手がかりに—」司会:永島剛(専修大学准教授)